

山崎耕一著

『フランス革命——「共和国」の誕生——』

石原 香

日本人研究者によるフランス革命の概説書は、意外と少ない。これは、フランス革命にかんする研究蓄積が豊富なだけに、疑問に思うことである。その中で、フランス革命を専門とし、二〇一六年まで一橋大学社会科学古典資料センター教授、現在は国際フランス革命史委員会の委員長を務める山崎耕一氏が、フランス革命の通史を上梓した。

本書は革命前後、いわゆる一八世紀末のフランスの状況から始まり、ナポレオン・ボナパルトの登場と統領政府の終焉までを扱っている。革命史研究では、革命二〇〇周年の一九八九年を境に従来の「ブルジョワ革命論」から離れ、政治文化史など多様な方面からのアプローチがなされている。その中で著者は、副題にもなっている「共和国」の誕生を重視しており、絶対王政打倒後のフランス国民は「どのような『共和国』を出現させたのか、もしくはどのような『共和国』しか出現させられなかったのか」（三〇六頁）という問いに焦点を当てて、叙述している。

評者はフランス革命の総裁政府期に関心を抱き、フランス「共

和国」の理念と、それに対する市民の反応に焦点を当てて研究を進めている。そこで、浅学の身であることを十分に自覚しつつも、敢えて評してみたいと考えた。

本書の構成は以下のとおりである。

序章	
第一章	前期革命
第二章	国民議会の成立
第三章	憲法の制定
第四章	立法議会
第五章	共和国の成立
第六章	革命政府
第七章	テルミドール派公会
第八章	総裁政府
終章	統領政府と革命の終焉

序章では、フランス革命の歴史を叙述するうえで考慮せねばならない二つの問題——フランス革命勃発に至る背景と、「革命」の定義——について、前者を第一節で、後者を第二節で検討している。第一節では、一八世紀末フランス内外の状況が述べられる内政的には、国王政府は集権化をめざす一方で、「社团」と呼ばれる地域・同業組合の団体が持つ慣習や制度を「特権」として承認し、彼らを王権に承服させるという相互依存の関係にあった。しかし一八世紀末、国王政府が「特権」を制限しはじめたために「社团」側が抵抗し、この関係は矛盾へと転化していった。また

対外的には、北アメリカの独立戦争やスイス、オランダの革命の影響を受けており、こうした内外の状況のために、一八世紀末フランスはなんらかの改革を迫られていた。そして第二節で著者は本書内での「革命」の定義を、①統治の目標と理念そのものが入れ換わるような国制の変革が行われること、②あらかじめ民間の「世論」が政権担当者にも無視し得ないほどに高まり、成熟していること、③この世論がなんらかの意味で自由を求めていること、そして補足として、④社会において、社会構成・社会秩序・生活様式が不可逆的に変化すること、としている（一四―一五頁）。そしてフランス革命を、最終的に④までを含んだ「革命」と位置づける。

第一章は、国王政府が国家の窮状を脱すべくめざした改革に対し、名士会、ついで高等法院が批判、阻止しようとした動きを扱い、著者はこれを「前期革命^{フレイション}」と称する。著者によればこの時期は、「革命ではあるが、まだ④（前述の革命の定義——評者註）までを含む本格的な段階に至っていない状態」（二六頁）という。社團の影響力を削減し、王権の一元的統治をめざす国王政府に対して、「統治の目標と理念そのものの変換」を求めている名士会・高等法院は、民衆の支持Ⅱ「世論」に支えられつつ勢力を伸ばし、政府に楯突いた。そして一七八八年九月、高等法院は、自ら考案した全国三部会の招集様式を国王政府に押し付ける宣言をし、政府側は「世論」を恐れて、これに譲歩せざるを得なくなった。このように見ると、この時期の名士会・高等法院の動きは、「革命」が持つべき①から③の条件を満たす「前期革命」と称すに値するのであった。そして、高等法院の要求を否定した

「愛国派^{パトリオット}」が彼らに代わり台頭しはじめた中で、全国三部会が開催されたのである。

一七八九年五月の全国三部会開催から、一〇月のヴェルサイユ行進までを扱ったのが第二章であり、この章においては不安や恐怖といった感情が注目に値する。全国三部会中に第三身分議員たちが国民議会（後に、憲法制定国民議会と改称）を成立させた背景には、国王による議員の弾圧・逮捕に対する不安や恐怖があった。またブルジョワジーと民衆は、「アリストクラートの陰謀」の噂に怯えており、その陰謀論が農民層にも広がり、大恐怖を引き起こした。七月一日のバステューユ事件は、そうした不安定な状況の中で偶発的に生じた。著者は、その後の政治過程（封建制の廃止や「人と市民の権利の宣言」など）を通じて、当該事件が「革命」のシンボルに位置づけられたと主張する。

第三・四章では、憲法制定に向けた動きとその反応、そして憲法成立後に開会した立法国民議会（立法議会）期の状況が述べられる。この頃から、「革命」という理念のもとに連帯する国民こそ「フランス国民」であり、彼らの住む所こそフランス領土であるという主張が、議会側から発言されるようになった。そして、議会はその理念を根拠に、県制度の制定や全国連盟祭、教会の改革を実施した。同時に、「国民」の枠から外れる者は排除の必要があるという見方から、「反革命」の概念が出現した。その後、一七九一年六月の国王逃亡事件を境に、「革命」と「反革命」の二項対立で出来事の位置づけ・評価がなされるようになり、その中で、「フランス国民」の枠から外れる貴族ら亡命者^{エミグレ}が、反革命容疑者と意識されるようになった。この亡命者が、諸外国と結び

ついで革命の進展を阻止しようとするならば、戦争は避けられない。ゆえに議会はロベスピエールやマラーなどの反対意見を押し切って、開戦へと進んだ。そして、著者によるとこの開戦が、分裂を起こして一種の無秩序状態だったフランス人民に、「国民」としての一体感をもたらしたという。

第五章は、一七九二年九月の国民公会招集から、九三年憲法の制定までについて述べる。国民公会の成立とともにフランスの国制は共和制とされた一方で、その際に問題となった「連邦主義」^{フエドリスム}に、著者は着目する。国民公会内では、ジロンド派とモンターニユ派がこの問題をめぐって対立した。前者は、パリのみが強い政治的影響力を持つことは不平等であり、フランスの分裂をもたらすと主張した。しかし後者は、その意見は「革命遂行に必要な一致団結を乱す」連邦主義であるとして反対した。そして国民公会は、「一にして不可分（＝連邦制をとらない）の共和国」の宣言を採択するも、彼らの考える共和制の理念は曖昧なものだった。こうして、フランス独自の共和制の在り方が模索されることになったわけである。九三年六月にジロンド派は追放されるが、彼らに対する監視はゆるく、逃亡した議員は「連邦主義の反乱」を煽動した。著者は当反乱を、地方諸都市が国民公会の正当性の回復を求めてパリの集権化に対抗した動きと定義し、「連邦主義」の言葉が一般的に想起させる、中央政府の否定や地方自治を主張したのではないと指摘する。そうした状況下で、各地で起きた紛争も「革命と反革命」の枠組みで整理され、国民公会は、フランス全土に反革命の陰謀が渦巻いているかのような疑心暗鬼の状態になった。モンターニユ派はこうした状況に対応するため、国民

の一体性を維持することに努め、同年六月に九三年憲法を制定した。そして人民投票が成立し、フランス国民がこの憲法を受け入れたことで、モンターニユ派指導の国民公会は正当性とリーダーシップを回復した。しかし、当憲法の役割は果たされたためか、その施行は実現しなかった。

続く第六章は、革命政府の成立から一七九四年のテルミドールのクーデタまでを扱っており、著者はこの章に最も紙幅を費やした。革命政府は恐怖政治とも称されるが、著者はこの時期だけを特別視しないよう注意を促す。確かに議員の逮捕・裁判や、公安・保安委員会の権力を強化したフリメール一四日法、派遣議員によるヴァンデーの反乱や連邦主義の取り締まりなど、革命政府の政策は否定的に捉えられる。しかし他方では、公教育政策への取り組みなど、肯定的に評価される面も見られた。派遣議員による地方の「反革命」に対する過酷な弾圧に対しても、中央政府はその暴力をコントロールしようと努めており、現に派遣議員の呼び戻しや、事前に公安委員会の了承を得ずに徴用・徴発を行うことを禁止していた。つまり、革命政府は「一にして不可分の共和国」を基礎づけ確立する作業に取り組み始めていた。共和制の確立という長期的な枠組みの中でこの時期を捉えると、革命政府の理念は一定の正当性を持っていたのだ。また著者は、公安委員を代表したロベスピエールによる徳と恐怖にかんする演説に、一節を設けている。ロベスピエールはモンテスキューの政体論を借用して、民主制こそ共和制の原理であり、その動因は徳＝「祖国と法への愛」＝自己犠牲の精神にあると位置づけた。しかし彼は、共和国に対立するものが現れた時、共和制の原理の動因が徳と恐

怖になると宣言した。モンテスキューの理論によると、恐怖は専制に値するが、ロベスピエールは政治を維持するにあたり、徳と恐怖の両方が必要だと説いた。ここから著者は、「専制は特定の状況下では共和制と両立しうる」(一九七頁)ことが、フランス共和制の独自性だと指摘している。

第七・八章では、テルミドル派公会から総裁政府までが扱われる。テルミドル派は「風見鶏」と称されるように、その時々の流れを見極めて主流に乗れるよう、ある時は右翼の王党派に、またある時は左翼のネオ・ジャコバンに接近した。しかしその都度、右左両側からのテロや蜂起が生じたために、憲法の確立や、革命と秩序の回復・安定化が必要となった。そこで一七九五年に成立したのが総裁政府である。第八章では、総裁政府が共和制をフランスに定着させることをめざして、財政・宗教など以前の政府が残してきた問題にいかに対処したかが検討された。従来の革命史研究では軽視されてきたこの時期に対して、経済・宗教・教育など多方面からのアプローチがなされていることは、注目に値する。結果的に、総裁政府は上記の問題を解決するに至らないまま、四度のクーデタの後、九九年一月に終焉してしまうことが明らかにされる。

終章では、ボナパルトを中心とする統領政府期からその終焉、すなわち「革命の終焉」までが述べられ、あらためてフランス革命の成果である「共和国」が考察される。統領政府による政策の検討を通じて、カトリック教会との和解成立(政教協約)などにより、革命に起因する諸問題がある程度解決されたため、一八〇二年頃に革命は終了したと指摘される。その中で「共和国」の理

念は次第に弱まり、ボナパルトが帝政を確立して以後、人々の日常から「共和国」の意識は消滅したとする。しかし著者は、「共和国」は「凍結」されたのであって、ボナパルト没後に「解凍」の動きが見えたと留保する。そして革命から約一〇〇年後の第三共和制期に「共和国」は確立に向かい、以後第四共和制、第五共和制を経て、「秩序維持のためには強権の発動に頼り、自由の制限を受け入れることも辞さない中道派の共和国」(三〇〇～三〇一頁)として、現代に繋がっているという展望で本書は終えられている。

以上が本書の概略である。中世の封建制Ⅱ領主制から近代の資本主義への移行の画期としてフランス革命を捉えた「ブルジョワ革命論」は、一九八〇年代以降、問いの積極的意味を失った。革命史はさまざまな視角から語られるようになり、例えば松浦義弘は社会史に、竹中幸史はフランス革命・ナポレオンの「記憶」に注目して、フランス革命を概説した^①。その中で本書の特徴は、現代の問題関心(グローバル化した経済による貧富の差や労働条件悪化など)のもとで、フランス革命による「共和国の出現」の問題を述べたことである。著者の問題意識は、革命史家ビエール・セルナから影響を受けており、まさに現在の革命史研究者が検討しなければならない論点であろう。フランスは革命後、第二帝政や第三共和制、ヴィシー政権など、あらゆる体制を経験して現在の共和制に繋がるが、本書は、フランス革命の共和制は最初からめざされていたわけではなく、結果的に成立したものだと言及。そこで、曖昧な形で成立した共和制を確立するために奮闘し

た革命指導者に焦点を当て、事件の羅列になりがちな革命史を、その前後関係にまで触れて詳細に論じた点に、本書の学術的意義がある。

ゆえに、本書では政治史中心の叙述が目立つ。しかし、近年の研究動向をふまえるならば、政治史の枠組みをこえて触れておくべきトピックがいくつかあるように感じた。それらはいずれも、「共和国の出現」を考えるうえで示唆に富むものである。

一点目は女性である。フランス革命における女性史研究は、一九七〇年以降本格的に取り組まれたが、本書に女性はいずれも登場しない。革命政府成立以降、女性はいずれも政治活動などの公的空間から締め出され、それは一七九五年五月のブレイリアル蜂起後に完成したとの叙述はある(二三九頁)。しかし、仮に彼女らが政治活動といった舞台から排除されたとしても、革命は彼女らに一定の役割を与えていたのではないだろうか。例えば、革命期に国民統合の一環として重視された公教育が、これに当てはまる。公教育は学校教育にかぎらず、祭典や競技、博物館なども含んでいたが、女性はいずれも定期的な祭典や記念式典に登場した。特に総裁政府期の「夫婦」の祭典では男女の夫婦に対し、理想の夫婦の象徴として冠が授けられている。また、「自由」「正義」「法」など、「革命」や共和制をイメージさせるものは女性の姿で寓意されることが多く、「マリアンヌ像」はその典型である。これは単なる美的感覚による選択ではなく、意図的に行われた政治的利用——王政の表象が男性であったために、その対称として女性が選ばれた——の結果である。小林亜子は特に、公教育の対象に女性が含まれていた点に注目し、公教育という国民統合の装置の次元では、

女性も将来の国民として統合されたと主張している。「共和国の出現」にあたり、「共和国」にふさわしい人間の創出をめざした国民統合のメカニズムでは、女性にも一定の役割が与えられていたからこそ、女性の位置づけをもう少し明確に提示すべきではないだろうか。

二点目は、グローバルな視点である。「環大西洋革命論」は再評価の方向にあり、本書はグローバルな視野を持って「共和国」の問題を解いている。例えば、独立したアメリカは共和体制をとったが、それは各州が各々の憲法と自律性を持つ連邦制、いわゆる「連邦共和国」であった。一方、フランスの選んだ共和制は、一部を除けば君主制の多いヨーロッパでは異例なうえに、アメリカのような連邦制をとらないものだった。共和制の定義は地域(あるいは時代)ごとに多様であり、著者はその視角からフランス独自の共和制に焦点を当てた。

しかし本書は、フランス革命の理念が導入された姉妹共和国(革命戦争中、フランス軍が占領した地域に建設された共和国で、具体的にはオランダの「バタヴィア共和国」やイタリア北部の「チザルピーナ共和国」など)について、ほとんど紙幅を割いていない。姉妹共和国は従来の解釈において、フランス人の支配下におかれた傀儡政権としか捉えられてこなかった。しかし、その実態は複雑であったことが指摘されると、多様なアプローチがなされるようになった。例えば姉妹共和国が成立した地方では、そこに住む愛国派が姉妹共和国の出現・展開に貢献していたという。また、別の研究を参照すると、革命的理念の導入の裏でフランスが考えている策略に気づき、これに抵抗した姉妹共和国下の者も

いたとされる。^⑦

三点目は感情である。感情史は近年注目されつつあり、フランス革命についても、感情史からのアプローチがなされている。ここでは、アメリカの革命史家リン・ハントの言うように、「革命によって民衆は政治参加への要求を高めたが、その過程を生み出し、反応を増大させてきた情動」という、従来の革命史研究が見逃してきた要素に関心がよせられている。^⑧本書では、民衆運動や蜂起が生じる背景として、恐怖などの感情がたびたび用いられている。他方、感情史の側面からこれらの諸感情を見てみると、新しい視角が得られるのではないだろうか。例えばハントは、まず個人レヴェルでの無意識的な身体反応が発生したあとで情動が生じ、自覚的な感情へ発展すると述べ、感情と身体の接合を説いている。^⑨そして革命史家ギョーム・マゾーは革命初期の恐怖と、一七九三・九四年の恐怖との違いを、感情と身体の接合から説明している。^⑩革命初期では、終末論的思考やパラノイア（妄想病）など、目に見えない苦痛から恐怖が生じていた。しかし、恐怖政治下では、暴力の抑制が脆弱化したことよって内戦や内乱が頻繁に生じた結果、目に見える苦痛から恐怖の感情が生み出された。本書でも言及される革命初期の「アリストクラートの陰謀」の噂は、民衆に恐怖の感情を引き起こしたが、それは噂という、目に見えない苦痛から生じる恐怖と考えられる。しかし、恐怖政治下でのさまざまな暴力（派遣委員による暴力など）から感じる恐怖は、暴力という、目に見える苦痛から生じるものだと言える。このように感情に着目すると、それが革命の間で変化していることに気づくだろう。ドイツのジェンダー史家ウーテ・フレーフェル

トは、感情はうつろうもので、社会的諸制度の複合的な構造のダイナミズムと連関して、歴史的に変化すると説く。^⑪革命下に生きた人々のさまざまな感情の経緯に注目することで、社会的諸制度、つまり革命が生み出した「共和国」という体制のダイナミズムが、より読み取れるように考えられる。

以上評者なりの疑問点を提示してきたが、本書から得られる知見は多く、本書はフランス革命史を研究するうえで欠かせない成果であろう。著者の成果を受け止め、評者も、現代が求めるフランス革命の研究を進めていく所存である。

① 松浦義弘『フランス革命の社会史』山川出版社、一九九七年。竹中幸史『図説フランス革命史』河出書房新社、二〇一三年。

② ビエール・セルナ（山崎耕一訳）『二〇〇周年以降のフランス革命研究の状況』『歴史評論』七一八号、二〇一〇年、五〇―六三頁。

③ 山中聡『フランス総裁政府期の国民祭典』『西洋史学』二六五号、二〇一八年、二二―三八頁。

④ 天野知恵子『フランス革命と女性』若尾祐司・栖原彌生・垂水節子編『革命と性文化』山川出版社、二〇〇五年、一一―四〇頁。

⑤ 小林亜子『フランス革命・女性・基本的人権』樺山紘一他編『岩波講座世界歴史一七 環太平洋革命』岩波書店、一九九七年、一四九―一八四頁。

⑥ Belisa, M., et Bosc, Y., *Le Directoire: la République sans la démocratie*, La fabrique éditions, Paris, 2018, pp. 239-240.

⑦ Mazeau, G., *Émotion politique: la Révolution française*, in: Corbin, A., Coutine, J.-J., Vigarello, G. (dir.), *Histoire des Émotions*, vol. 2 (*Des Lumières à la fin de XIX^e siècle*), Seuil, Paris, 2016, pp. 98-142.

- ⑧ Reddy, W., *The Navigation of Feeling: A Framework for the History of Emotions*, Cambridge University Press, Cambridge, 2001, pp. 173-210. なお感情史については以下を参照。森田直子「感情史を考える」『史学雑誌』一二五編三号、二〇一六年、三九―五七頁。
- ⑨ リン・ハント（長谷川貴彦訳）『グローバル時代の歴史学』岩波書店、二〇一六年、五三頁。
- ⑩ 同書、一一八頁。
- ⑪ Mazeau, op.cit., pp. 109-113.
- ⑫ ウーテ・フレーフェルト（櫻井文子訳）『歴史の中の感情——失われた名誉／創られた共感』東京外国語大学出版会、二〇一八年。

（四六判 刀水書房、二〇一八年九月、

三七〇頁、税別三〇〇〇円）

（京都大学大学院文学研究科修士課程）